

第**67**回

定時株主総会 招集ご通知



BML

日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階 錦

（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分まで

目次

■ 第67回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
提供書面	
■ 事業報告	16
■ 連結計算書類	40
■ 連結監査報告書	54
■ 計算書類	57
■ 監査報告書	66

お土産廃止のお知らせ

株主総会ご出席の株主さまへのお土産の配布を取り止めさせていただいております。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 4694
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号
株式会社ビー・エム・エル
代表取締役社長 近藤 健介

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|-------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階 錦 |
- 本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第67期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日のご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎郵送またはインターネット等の電磁的方法により議決権をご行使いただくことができます。3頁、4頁の「議決権行使のご案内」に従って2022年6月28日（火）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ◎インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネット等を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.bml.co.jp>）に掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.bml.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけインターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（5頁から15頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による議決権行使

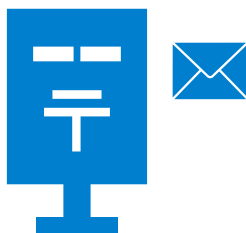


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第67回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使



QRコードを読み取る方法「スマート行使」もしくは議決権行使コード・パスワードを入力する方法によって、行使期限までに各議案の賛否をご入力ください。
詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分まで

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権
行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分入力分まで

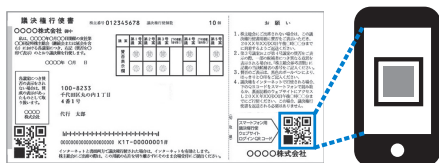
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

！ ご注意事項

- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)
- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

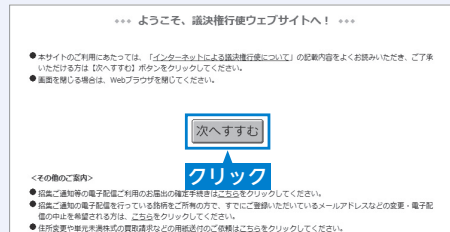
日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 | 9:00～21:00 土曜・日曜・祝日も受付

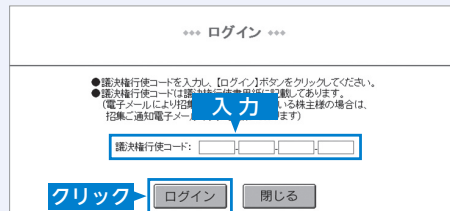
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



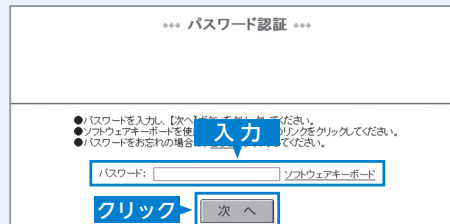
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における重要課題の一つとして認識しており、安定配当の維持・継続を基本方針としつつ、連結業績に応じた配当水準の向上に努めてまいりたいと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、そのような基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき85.0円

総額 3,393,924,540円

なお、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金35.0円を含め、1株につき120.0円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりであり、取締役候補者に関する事項は9頁から13頁のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 近藤 健介	代表取締役社長	100% 16回/16回
2	再任 荒井 信貴	代表取締役副社長管理本部長 兼BML検査本部担当兼BML総合研究所長 兼海外事業室長	100% 16回/16回
3	再任 武部 憲尚	取締役常務執行役員企画本部長兼経営企画部長 兼販売管理部長兼経理部長	100% 16回/16回
4	再任 大澤 英明	取締役執行役員営業統括本部長兼営業推進本部長 兼提案営業部長兼医薬治験営業部長	100% 16回/16回
5	新任 柴田 健治	執行役員BML検査本部副本部長兼検査企画部長	-
6	新任 山下 祐二	執行役員システム本部長	-
7	再任 寄高 由季子	社外 独立 取締役	100% 16回/16回
8	再任 新井 龍晴	社外 独立 取締役	100% 12回/12回
9	新任 大澤 茂	社外 独立	-

株主総会参考書類

候補者
番号

1

こんどう けんすけ
近藤 健介

(1966年9月18日生)

所有する当社株式の数 3,168,102株

再任

略歴、当社における地位および担当

1994年5月	医師免許取得	2011年10月	当社取締役執行役員先端技術開発本部長兼営業統括本部副本部長
1994年6月	当社取締役		
2004年6月	当社執行役員医療学術担当	2013年4月	当社取締役執行役員管理本部副本部長
2006年6月	当社取締役執行役員医療学術担当	2014年1月	当社代表取締役社長 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役会長、株式会社岡山医学検査センター代表取締役会長、株式会社協同医学研究所代表取締役会長、株式会社ピーシーエルジャパン代表取締役会長、株式会社ジャパントリニカルサービス代表取締役会長、株式会社オー・ピー・エル代表取締役会長、株式会社ビーエムエル企画代表取締役社長、有限会社エステート興業代表取締役社長

選任理由

近藤健介氏は医師としての経験から、医療業界全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。2014年1月に代表取締役就任以来、当社グループの経営の指揮を執り、その卓越したリーダーシップにより十分な実績を有していることから今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

あらい のぶき
荒井 信貴

(1960年3月30日生)

所有する当社株式の数 69,166株

再任

略歴、当社における地位および担当

1989年5月	医師免許取得	2017年6月	当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長
2005年6月	当社社外監査役		
2009年6月	当社取締役	2018年6月	当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長
2009年12月	当社取締役常務執行役員BML総合研究所長		
2012年7月	当社取締役常務執行役員総研検査本部長兼BML総合研究所長	2020年4月	当社代表取締役専務執行役員管理本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長
2013年4月	当社取締役常務執行役員総研検査本部長兼先端技術開発本部長兼BML総合研究所長	2020年6月	当社代表取締役副社長管理本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長
2014年1月	当社取締役常務執行役員検査統括本部長兼BML総合研究所長	2022年2月	当社代表取締役副社長管理本部長兼BML検査本部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長 現在に至る
2015年6月	当社取締役専務執行役員営業統括本部担当兼BML総合研究所長		
2017年2月	当社取締役専務執行役員企画本部長兼BML総合研究所長		

選任理由

荒井信貴氏は医師としての経験から、医療業界全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。2009年6月に当社取締役就任以来、検査部門、営業部門、企画部門、品質部門を歴任し、2017年6月に代表取締役就任以降も海外部門、管理部門など当社業務全般に携わっております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **3** たけべ のりひさ **武部 憲尚** (1962年4月28日生)

所有する当社株式の数 3,725株

再任

略歴、当社における地位および担当

1987年4月	株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行	2016年6月	当社取締役執行役員企画本部副本部長兼経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長
2013年4月	同行横浜支店長		
2015年4月	当社入社、販売管理部長兼経理部長	2019年4月	当社取締役執行役員企画本部副本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長
2015年6月	当社関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長	2020年4月	当社取締役執行役員企画部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長
2015年10月	当社経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長	2021年6月	当社取締役常務執行役員企画部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長 現在に至る
2016年4月	当社執行役員経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長		

選任理由

武部憲尚氏は金融業務の知識と経験を有し、当社入社以来、経理部門、経営企画部門、グループ会社管理部門を中心に携わり、当社業務全般に対して豊富な経験と見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **4** おおさわ ひであき **大澤 英明** (1964年2月13日生)

所有する当社株式の数 3,473株

再任

略歴、当社における地位および担当

1986年9月	当社入社	2019年6月	当社取締役執行役員営業統括本部副本部長兼提案企画部長
2001年6月	当社臨床検査営業部第1営業所長	2020年4月	当社取締役執行役員営業統括本部長兼提案企画部長
2008年7月	当社近畿営業部長	2020年6月	当社取締役執行役員営業統括本部長兼提案企画部長兼予防医学営業部長兼医薬治験営業部長
2010年6月	株式会社ジャパングリニカルサービス代表取締役	2021年4月	当社取締役執行役員営業統括本部長兼営業推進本部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長 現在に至る
2015年6月	当社営業統括本部副本部長		
2016年4月	当社執行役員営業統括本部副本部長兼東京支社長		
2018年7月	当社執行役員営業統括本部副本部長兼関東支社長		

選任理由

大澤英明氏は当社入社以来、営業部門を中心に携わり、また集配関連子会社の代表取締役を務めるなど、当社業務全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者
番号 5 柴田 健治 (1959年12月20日生)

所有する当社株式の数 4,376株

新任

略歴、当社における地位および担当

1984年4月	当社入社	2021年1月	当社執行役員BML検査本部副本部長兼検査企画部長
2014年4月	当社第一検査部長		現在に至る
2017年6月	株式会社盛岡臨床検査センター取締役		
2018年6月	当社執行役員企画部部长		

選任理由

柴田健治氏は当社入社以来、検査部門を中心に携わり、当社業務全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、戦略企画に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号 6 山下 祐二 (1965年8月6日生)

所有する当社株式の数 1,390株

新任

略歴、当社における地位および担当

1988年11月	当社入社	2021年7月	当社執行役員システム本部副本部長兼システム推進部長兼カスタマーシステム部長
2020年4月	当社検査システム部長		現在に至る
2020年7月	当社執行役員システム本部副本部長兼基幹システム部長	2022年4月	当社執行役員システム本部長
2021年1月	当社執行役員システム本部副本部長兼システム推進部長		

選任理由

山下祐二氏は当社入社以来、システム部門を中心に携わり、当社業務全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、戦略企画に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **7** **寄高 由季子** (1964年7月9日生) **所有する当社株式の数** 165株 **再任** **独立** **社外**

略歴、当社における地位および担当

1987年4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行	2020年4月	同行執行役員人事部副担当役員兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員人事部副担当役員
2016年4月	同行執行役員人事部研修所長兼SMBCラーニングサポート株式会社代表取締役社長	2020年6月	当社社外取締役
2017年4月	同行執行役員人事部研修所長兼SMBCラーニングサポート株式会社代表取締役社長兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員人事部研修所長	2021年5月	株式会社日本総合研究所常務執行役員兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社日本総合研究所常務執行役員、株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

寄高由季子氏は、金融分野と人事分野に関する豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより当社の経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行い、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことで今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、金融分野と人事分野における豊富な経験を活かし、当社において業務執行者から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号 **8** **新井 龍晴** (1956年10月20日生) **所有する当社株式の数** 0株 **再任** **独立** **社外**

略歴、当社における地位および担当

1982年4月	昭和電工株式会社入社	2012年1月	同社執行役員大分事業所大分コンビナート代表
2004年3月	同社川崎事業所生産技術部長	2014年1月	同社執行役員本社石油化学品事業部長
2006年3月	同社川崎事業所所長	2017年1月	同社常務執行役員石油化学品事業部長
2008年1月	同社本社化学品事業部情報電子化学品部長	2018年1月	ユニオン昭和株式会社代表取締役社長
2010年3月	同社本社生産技術部長	2021年1月	同社相談役
		2021年6月	当社社外取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

ユニオン昭和株式会社相談役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

新井龍晴氏は化学業界における長年の企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより当社の経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行い、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことで今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には、化学業界における豊富な経験を活かし、当社において業務執行者から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって1年となります。

候補者
番号

9

おおさわ
大澤

しげる
茂

(1957年5月13日生)

所有する当社株式の数 0株

新任

社外
独立

■ 略歴、当社における地位および担当

1980年4月	株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行	2007年6月	同社取締役専務執行役員
2002年4月	翼システム株式会社	2010年6月	同社代表取締役専務執行役員
2006年6月	矢作建設工業株式会社常務執行役員	2012年4月	同社代表取締役副社長
		2021年6月	同社顧問 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

矢作建設工業株式会社顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大澤茂氏は金融分野と建設分野に関する豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより当社の経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行い、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことで今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、社外取締役候補者いたしました。同氏には、主に建設分野における豊富な経験を活かし、当社において業務執行者から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新井龍晴氏の取締役会への出席状況は取締役就任後開催の取締役会を集計しております。
3. 寄高由季子氏、新井龍晴氏および大澤茂氏は、社外取締役候補者であります。
4. 寄高由季子氏、新井龍晴氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 大澤茂氏が原案どおり選任されますと、東京証券取引所の独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社と寄高由季子氏および新井龍晴氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。各氏が当社社外取締役に就任された場合は、当該契約の効力は継続いたします。
7. 大澤茂氏が原案どおり選任されますと、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする予定です。
8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が9割負担しており、被保険者の実質的な保険料負担は1割であります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者の任期途中である2023年3月1日に当該保険契約を更新する予定です。
9. 各取締役候補者の所有する当社株式の数にはBMLグループ役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

の は ら し ゅ ん す け
野原 俊介

(1979年11月11日生)

所有する当社株式の数 0株

社外

独立

略歴および重要な兼職の状況

2006年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 光和総合法律事務所入所	2016年1月	米国ニューヨーク州弁護士登録
2015年8月	Kelvin Chia Partnership入所	2016年10月	光和総合法律事務所パートナー（現任） 現在に至る

補欠の社外監査役候補者とした理由

野原俊介氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識と企業顧問弁護士としての豊富な経験を、当社の監査体制強化に活かせると判断し、補欠監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 候補者と当社は、顧問弁護士契約を締結しておりません。
3. 当社と社外監査役の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。候補者が当社社外監査役に就任された場合は、同様の契約を締結する予定です。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が9割負担しており、被保険者の実質的な保険料負担は1割であります。候補者が当社社外監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 野原俊介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

株主総会参考書類

【ご参考】 役員の構成（本定時株主総会終結後の予定）

取締役

氏名	当社における地位	取締役候補者に特に期待する分野							
		経営経験	医療経験	検査・工学	情報技術	戦略企画	財務・会計	人事・労務	リスク・法務
近藤 健介	代表取締役社長	○	○	○		○			○
荒井 信貴	代表取締役副社長	○	○	○		○		○	
武部 憲尚	取締役専務執行役員	○				○	○		○
大澤 英明	取締役執行役員					○			
柴田 健治	取締役執行役員			○		○			
山下 祐二	取締役執行役員			○	○	○			
寄高 由季子	社外取締役						○	○	○
新井 龍晴	社外取締役	○		○					
大澤 茂	社外取締役	○		○		○	○		

監査役

氏名	当社における地位	監査役候補者に特に期待する分野							
		経営経験	医療経験	検査・工学	情報技術	戦略企画	財務・会計	人事・労務	リスク・法務
森下 健一	監査役						○	○	○
徳尾野 信成	社外監査役						○	○	
出縄 正人	社外監査役							○	○

上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展や各種政策の効果もあり、景気の持ち直しの動きがあるものの、依然として一部に弱さがみられます。また、変異株の影響により感染が再拡大し、引き続き先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと受託臨床検査業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が弱含みで推移していることや業者間競争が続いており、事業環境は引き続き厳しい状況にあります。しかしながら新型コロナウイルス関連検査の需要が伸張していることで市場規模は拡大しております。

こうした中で、当連結会計年度の業績は、売上高186,067百万円（前期比34.3%増）、営業利益48,889百万円（前期比145.2%増）、経常利益51,077百万円（前期比145.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益33,741百万円（前期比146.1%増）となり売上高および利益ともに大幅に増加いたしました。

以下に事業別の概況をご報告いたします。

臨床検査事業につきましては、新規獲得を図るとともに、新規検査項目、独自検査項目、重点検査項目拡販などの深耕営業を実施し、業績の拡大を図りました。新型コロナウイルス関連検査につきましては、新規感染者数の増加に伴いPCR検査の受注が増加いたしました。さらに変異株を特定するためのスクリーニング検査やゲノム解析の受託を開始しております。なお、新型コロナウイルス関連検査に関しては、今後の感染状況を予想することは困難ではありますが様々な状況の変化に対応できるよう検査体制を整えてまいります。

研究開発分野では、NGS法によるヒトゲノム解析の領域において、家族性高コレステロール血症の遺伝子変異解析が遺伝学的検査の保険適用項目の一つとして、2022年4月の診療報酬改定において5,000点の保険算定が可能となりました。

事業報告

また、この領域では遺伝性結合組織疾患（HCTD）の網羅的遺伝子変異検出パネル（保険適用可能な7疾患を含む計22疾患、52遺伝子をNGSで解析）を前年より信州大学医学部遺伝子医療研究センターと共同開発を進めた結果、2022年3月にBML総合研究所での受託解析体制を整えることができました。新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)PCR検査においては、感染拡大に備えてBML総合研究所だけで1日に約30,000件の検査能力を維持しつつ、新たな変異株の出現と拡大の監視を目的として、NGS法によるウイルスのフルゲノムシーケンス解析ラインを強化しております。

これらにより、臨床検査事業の売上高は、前期比36.2%の増収となりました。

食品検査事業につきましては、食品コンサルティング、ノロウイルス検査等で足元の状況に持ち直しの動きがみられたことで、売上高は前期比5.1%の増収となりましたが、今後も新たな変異株が発生した場合には店舗点検の延期や中止等が予想される等、事業環境は引き続き厳しい状況にあります。

以上の結果、検査事業の売上高は前期比35.2%の増収となりました。

医療情報システム事業の売上高につきましては、新規販売において営業活動の制限を受けているもののオンライン資格確認の受注件数が増加したことや、設置施設数の増加に伴い保守売上が堅調に推移したことにより前期比14.3%の増収となりました。なお、2022年4月に新たにクラウド型電子カルテをリリースいたしました。

その他事業の売上高につきましては、調剤薬局事業で診療報酬改定(薬価)の引き下げの影響を受けたものの、新型コロナウイルス感染拡大に伴い外来患者数が減少した前年の反動を受け前期比3.7%の増収となりました。

区 分		売上金額(百万円)	前期比増減(%)
検査事業	臨床検査事業		
	生化学的検査	50,041	6.4
	血液学的検査	10,494	6.8
	免疫学的検査	25,820	9.0
	微生物学的検査	6,267	1.7
	病理学的検査	9,146	7.9
	その他検査	73,461	120.0
	(臨床検査事業計)	175,232	36.2
	その他検査事業	4,519	5.1
	検査事業小計	179,751	35.2
医療情報システム事業		4,816	14.3
その他事業		1,498	3.7
合 計		186,067	34.3

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額はリースを含めて7,968百万円であります。このうち主なものは、自動分析装置等の検査機器であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資のための所要資金は、自己資金等によっております。

(4) 対処すべき課題

① 新棟建設による基盤の構築

2024年8月に竣工を予定している新棟建設計画では、次世代の安定的な成長を支える基盤の構築を目指してまいります。まず、第一フェーズとしまして、浸水・震災などの自然災害に対するBCP対策の強化を図ります。また、環境負荷の低減を目的として、太陽光発電の設置や高効率熱源機器を取り入れ、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでまいります。第二フェーズでは、検査の拡張性の確保と高効率な検査体制の確立を目指します。更なる業容拡大を目指していく中で、将来の業務量の増加に備え検査能力の拡充と、品質の向上を図りつつ高効率なローコスト体制の確立を目指してまいります。

② DXへの取り組み

DXへの対応として、DRS (Digital Reporting System)、クラウド型電子カルテ、臨床検査システムの3点に取り組んでまいります。具体的には、DRSによる集配プロセスの革新として、顧客の利便性の向上や業務負荷の低減を図ります。また、クラウド型電子カルテの普及、臨床検査システムの機能拡充により業務効率化を推進してまいります。環境変化に対応するため、デジタル技術の活用と中長期的なIT革新を可能とする体制・基盤を確立して、更なる「顧客体験価値向上」と「業務効率化」を実現してまいります。

③ 経営基盤の強化

経営基盤の強化への取り組みとして、取締役会の実効性向上や内部統制の強化・充実などにより、コーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。また、人財開発・人材活用のため研修体制の充実を図るとともに、ダイバーシティの推進として、女性のキャリア形成を目的とした各種施策の実施を一層推し進めてまいります。さらに、従業員およびその家族の健康保持・増進を推進し、健康で働きやすい職場環境の構築を進めてまいります。

④ 新型コロナウイルスに対する取り組み

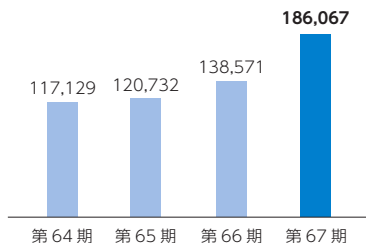
新型コロナウイルス感染症の影響から、先行きは依然として不透明な状況が続いております。当社グループにおいては、全国に配備している主要拠点ラボで新型コロナウイルス検査体制を早期に整え、地域医療体制の充実に向けたサービスの提供を実施いたしました。さらにBML総合研究所では変異株への対応として、変異スクリーニング検査やゲノム解析の受託を開始しております。引き続き新型コロナウイルスの感染防止に取り組みながら、検査事業環境の変化に対応し、日本医療の後方支援企業としての役割を果たしてまいります。

(5) 財産および損益の状況

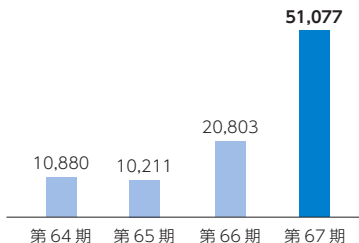
区 分		第64期 (18/4~19/3)	第65期 (19/4~20/3)	第66期 (20/4~21/3)	第67期 (当連結会計年度) (21/4~22/3)
売上高	(百万円)	117,129	120,732	138,571	186,067
経常利益	(百万円)	10,880	10,211	20,803	51,077
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	6,646	6,375	13,711	33,741
1株当たり当期純利益	(円)	156.07	151.27	337.44	833.24
純資産	(百万円)	81,127	80,422	93,123	121,684
1株当たり純資産	(円)	1,809.34	1,873.36	2,174.27	2,909.29
総資産	(百万円)	115,972	116,273	139,174	179,200

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

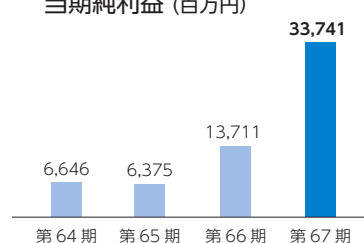
■ 売上高 (百万円)



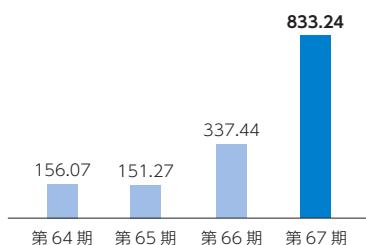
■ 経常利益 (百万円)



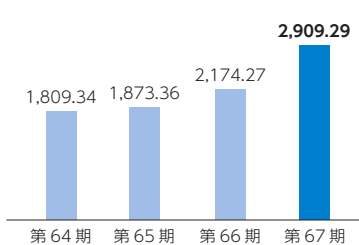
■ 親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



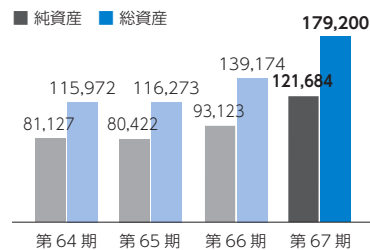
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 1株当たり純資産 (円)



■ 純資産/総資産 (百万円)



事業報告

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
(株)第一岸本臨床検査センター	100	100.0	臨床検査の受託業務
(株)オー・ピー・エル	98	51.0	臨床検査の受託業務
(株)岡山医学検査センター	49	100.0	臨床検査の受託業務および調剤薬局事業
(株)松戸メディカルラボラトリー	30	97.0	臨床検査の受託業務
(株)日研医学	25	100.0	臨床検査の受託業務
(株)ピーシーエルジャパン	20	100.0	病理・細胞診検査
(株)東京公衆衛生研究所	20	※注2 100.0	臨床検査の受託業務
(株)愛媛メディカルラボラトリー	20	100.0	臨床検査の受託業務
(株)ジャパングリニカルサービス	20	100.0	臨床検査検体の受付および検査受付入力業務
(株)盛岡臨床検査センター	10	66.3	臨床検査の受託業務
(株)BMLメディカルワークス	10	100.0	検査用容器の製造等
(株)東海細胞研究所	10	100.0	病理・細胞診検査
(株)BMLライフサイエンス・ホールディングス	100	65.0	食品検査、バイオリフサイエンスに関する事業およびそれらの事業を行う子会社の支配・管理
(株)BMLフード・サイエンス	100	※注3 100.0 (100.0)	食品衛生検査事業
(株)アレグロ	30	※注3 100.0 (100.0)	治験実施機関支援業務

会社名	資本金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
(株)九州オープンラボラトリーズ	50	66.0	臨床検査の受託業務およびそれらの事業を行う子会社の支配・管理
(株) リンテック	224	※注4 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
微 研 (株)	90	※注4 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
(株) 協同医学研究所	60	※注4 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
(株)QOLセントラルラボラトリーズ	10	※注4 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
(株) ラボテック	10	※注5 100.0 (51.0)	臨床検査の受託業務

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
 2. (株)東京公衆衛生研究所は、2022年4月1日付で当社に吸収合併されております。
 3. 当社の子会社である(株)BMLライフサイエンス・ホールディングスが100%所有しております。
 4. 当社の子会社である(株)九州オープンラボラトリーズが100%所有しております。
 5. 当社の子会社である(株)九州オープンラボラトリーズが51%、当社が49%所有しております。

② 企業結合の経過

該当事項はありません。

③ 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は186,067百万円（前期比34.3%増、47,495百万円増）、営業利益は48,889百万円（前期比145.2%増、28,953百万円増）、経常利益は51,077百万円（前期比145.5%増、30,273百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は33,741百万円（前期比146.1%増、20,029百万円増）であります。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

事業報告

(7) 主要な事業内容 (2022年3月現在)

事業部門	事業内容
検査事業	・臨床検体検査、食品衛生検査の受託業務 ・臨床検査試薬および検査用容器の製造販売
医療情報システム事業	・電子カルテ等の情報処理機器および医療関連ソフトウェアの開発、製造および販売
その他事業	・調剤薬局事業 ・治験実施機関支援業務

(8) 主要な事業所 (2022年3月現在)

営業所：東京営業所（東京都杉並区）、札幌営業所（北海道札幌市）
仙台営業所（宮城県仙台市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）
大阪営業所（大阪府茨木市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
検査施設：BML総合研究所（埼玉県川越市）、BML品川（東京都品川区）
BML名古屋（愛知県名古屋市）、BML北陸（富山県富山市）

(9) 企業集団の使用人の状況 (2022年3月現在)

使用人数	前期末比増減数
4,290名	112名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者年間平均4,637名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2022年3月現在)

借入先	借入残額
(株) りそな銀行	400百万円
(株) 三井住友銀行	200百万円
(株) 三菱UFJ銀行	150百万円
(株) みずほ銀行	100百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 39,928,524株 (自己株式 3,586,202株除く)
- (3) 株 主 数 6,348名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
(株) ビーエムエル企画	10,154	25.4
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	3,747	9.3
近藤 健介	3,168	7.9
大塚 製薬(株)	1,621	4.0
(株)日本カストディ銀行(信託口)	1,122	2.8
近藤 シゲ	1,080	2.7
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	946	2.3
第一生命保険(株)	878	2.1
(有) エステート興業	779	1.9
(有) マトリクス	762	1.9

- (注) 1. 当社は、自己株式3,586,202株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行(株)及び(株)日本カストディ銀行の所有株式は、すべて信託業務に係わる株式であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は2017年6月29日開催の第62回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額は年額5,000万円以内とし、この払込みにより交付される当社の普通株式の総数は年20,000株以内としております。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く。）	5,053	6
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

発行決議の日	2006年11月16日	2007年9月25日	2008年9月29日
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役 (社外取締役除く) 当社監査役	— —	— —	1名 3個 — —
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	—	—	600株
権利行使期間	2006年12月5日から 2026年6月29日まで	2007年10月13日から 2027年6月28日まで	2008年10月18日から 2028年6月27日まで
新株予約権の発行価額(1個当たり)	220,100円	158,300円	147,000円
権利行使時の払込金額(1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)
発行決議の日	2009年9月24日	2010年9月30日	2011年9月29日
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役 (社外取締役除く) 当社監査役	1名 4個 — —	2名 6個 — —	2名 8個 — —
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	800株	1,200株	1,600株
権利行使期間	2009年10月15日から 2029年9月30日まで	2010年10月20日から 2030年9月30日まで	2011年10月19日から 2031年9月30日まで
新株予約権の発行価額(1個当たり)	217,200円	174,800円	167,300円
権利行使時の払込金額(1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

事業報告

発行決議の日	2012年10月29日	2013年9月24日	2014年9月29日
保有人数及び 新株予約権の数 当社取締役 (社外取締役除く) 当社監査役	3名 13個 — —	3名 9個 — —	3名 9個 — —
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	2,600株	1,800株	1,800株
権利行使期間	2012年11月17日から 2032年10月31日まで	2013年10月12日から 2033年9月30日まで	2014年10月16日から 2034年9月30日まで
新株予約権の発行 価額(1個当たり)	171,200円	296,200円	256,300円
権利行使時の払込 金額(1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の 主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

発行決議の日	2015年9月28日	2016年11月8日
保有人数及び 新株予約権の数 当社取締役 (社外取締役除く) 当社監査役	4名 11個 — —	6名 12個 — —
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	3,000株	3,200株
権利行使期間	2015年10月16日から 2035年9月30日まで	2016年11月29日から 2036年10月31日まで
新株予約権の発行 価額(1個当たり)	294,300円	462,400円
権利行使時の払込 金額(1株当たり)	1円	1円
新株予約権の 主な行使の条件	(別記)	(別記)

(別記) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	近 藤 健 介	株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役会長 株式会社岡山医学検査センター代表取締役会長 株式会社協同医学研究所代表取締役会長 株式会社ピーシーエルジャパン代表取締役会長 株式会社ジャパングリニカルサービス代表取締役会長 株式会社オー・ピー・エル代表取締役会長 株式会社ビーエムエル企画代表取締役社長 有限会社エステート興業代表取締役社長
代 表 取 締 役	荒 井 信 貴	管理本部長兼BML検査本部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長
取 締 役	千喜良 真 人	システム本部長
取 締 役	武 部 憲 尚	企画本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長
取 締 役	奈良部 安	BML検査本部長兼総研第一検査部長兼総研第二検査部長兼総研第四検査部長兼試薬部長兼業務管理部長
取 締 役	大 澤 英 明	営業統括本部長兼営業推進本部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長
取 締 役	近 藤 俊 之	地方独立行政法人宮城県立病院機構理事
取 締 役	寄 高 由 季子	株式会社日本総合研究所常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員
取 締 役	新 井 龍 晴	ユニオン昭和株式会社相談役
常 勤 監 査 役	森 下 健 一	一般財団法人近藤記念医学財団監事
監 査 役	徳尾野 信 成	徳尾野信成税理士事務所長 株式会社ダイナム社外監査役 株式会社東天紅社外監査役 株式会社システナ社外監査役
監 査 役	出 縄 正 人	スプリング法律事務所パートナー 日本プライムリアルティ投資法人監督役員 株式会社イチカワ社外監査役 最高裁判所災害補償審査委員会委員

- (注) 1. 取締役近藤俊之氏、寄高由季子氏および新井龍晴氏は、社外取締役であります。
2. 監査役徳尾野信成氏および出縄正人氏は、社外監査役であります。
3. 取締役近藤俊之氏、寄高由季子氏、新井龍晴氏、監査役徳尾野信成氏および出縄正人氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 監査役徳尾野信成氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役出縄正人氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 補欠監査役として、野原俊介氏を選任しております。
7. 取締役中川雅夫氏、取締役榎本聡氏、社外取締役関谷紘一氏、社外監査役加々美博久氏は、2021年6月29日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が9割負担しており、被保険者の実質的な保険料負担は1割であります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会での審議、答申を経て、取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。

その概要は次のとおりであります。

取締役の報酬等の公平性・客観性を確保するため、指名・報酬委員会で当社と同規模の国内上場会社の役員報酬との比較検討を行いながら、当社の業績等を勘案して固定報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の額について審議を行います。また、個々の取締役の報酬の内訳は、各期の業績、担当する職務、企業価値の継続的な向上に対する貢献度等を総合的に勘案して決定することとしております。

監査役の報酬につきましては、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、2000年6月29日開催の第45回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人分給与は含まれない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち、社外取締役は0名）です。また別枠として2006年6月29日開催の第51回定時株主総会において、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。これらに加えて、2017年6月29日開催の第62回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額を年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は10名です。

監査役の報酬限度額は、1990年8月27日第35回開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別報酬額の具体的な算出に係る委任決議を受けた、代表取締役社長近藤健介が最終的に決定しております。

取締役の個人別の報酬額の内容の決定に当たっては、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会が、代表取締役社長の作成する原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っております。指名・報酬委員会が原案に対して答申し、代表取締役社長は答申に基づいて最終的に決定していることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責や担当領域の評価を行うには最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定する際は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の答申を得た上で行っております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	199 (15)	172 (15)	22 (一)	4 (一)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	19 (6)	19 (6)	—	—	4 (3)

事業報告

⑤業績連動報酬に関する事項

当社は、業績と企業価値の向上に向けた各取締役の取り組みへのインセンティブとして、固定報酬に加えて業績連動報酬を導入しております。業績連動報酬の算定の基礎としては、売上高等の事業計画に対する達成度に対応した支給割合により報酬額を算定しております。当該指標を選定した理由は、当期の業務遂行の成果を総合的かつ客観的に示しており、業績成長の達成度を重視する観点からも妥当であると判断したためであります。

当事業年度を含む売上高等の推移は、1. (5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

⑥非金銭報酬等の内容

当社は、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬制度）を導入しており、売上高等の事業計画に対する達成度に対応した支給割合をもとに、報酬額を算定しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

5. 社外役員に関する事項

区分	氏名	重要な兼職先	主な活動状況
取締役	近藤 俊之	地方独立行政法人 宮城県立病院機構理事	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に企業経営を経験された経営者の視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会の委員長を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	寄高由季子	株式会社日本総合研究所常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に金融分野と人事分野を経験された視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	新井 龍晴	ユニオン昭和株式会社相談役	取締役就任後開催の取締役会12回全てに出席し、主に企業経営を経験された経営者の視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
監査役	徳尾野信成	徳尾野信成税理士事務所長 株式会社ダイナム社外監査役 株式会社東天紅社外監査役 株式会社システナ社外監査役	当事業年度開催の取締役会16回中15回および監査役会13回中12回に出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から当社の経理業務全般に関して発言を行っております。
監査役	出縄 正人	スプリング法律事務所パートナー 日本プライムリアルティ投資法人監督役員 株式会社イチカワ社外監査役 最高裁判所災害補償審査委員会委員	監査役就任後開催の取締役会12回全ておよび監査役会9回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営全般に係る法的リスクに関して発言を行っております。

(注) 当社は、取締役近藤俊之氏、取締役寄高由季子氏、取締役新井龍晴氏、監査役徳尾野信成氏および監査役出縄正人氏が兼職している他の法人等との間に、重要な関係はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額 53百万円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

72百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、TCFD対応に関する助言業務および統合報告書の企画に関する助言業務であります。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の基本方針は次のとおりであります。

(1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

当社は、当社およびグループ会社のすべての役員、正社員、および非正規従業員（以下「社員等」という。）が、法令を遵守し、公正で透明性の高い企業活動を遂行するために『コンプライアンス規程』を定めており、あわせて社員等が遵守すべき行動規範を示した『BMLグループ コンプライアンスマニュアル』に基づき、研修等を通じて社員等への意識徹底に努めている。

コンプライアンス委員会は、グループ会社を含む横断的なコンプライアンス体制を統括するものとし、その整備および問題点の抽出に努めるとともに、社内通報制度「コンプライアンスポスト」を運営する。

コンプライアンスの監査は、当社の内部監査部門が実施する。

さらに当社は、反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、このような勢力には毅然とした態度で臨むものとする。また警察署や関連団体との連携を通じ、反社会的勢力排除のための体制整備を強化する。

(2) 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務の執行に係る情報については、『文書管理規程』のほか、『機密情報保護規程』、『個人情報保護基本規程』およびそれらに関する基準、マニュアル等に従い、文書または電磁媒体に記録して適切に管理する。

(3) 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

当社は、BMLグループのRM（リスクマネジメント）基本方針を定め、その実行のため『リスクマネジメント基本規程』に基づきRMシステムを構築する。すなわち、リスク管理担当取締役の下に全社的ネットワークを組成し、それを有効に機能させることにより、個々のリスクを継続的に監視するとともに、万一の有事発生時には、迅速かつ適切に対処できる体制を整備する。

また、リスクを一元的に管理する部署としてリスク管理部（部内に知財・法務室を置く。）を設置し、リスクの予防および分析に関する業務を行う。

RMシステムの監査は、当社の内部監査部門が実施する。

(4) 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

当社は、執行役員制度を採用し、経営方針の決定および業務執行の監督を行う取締役と業務執行を担う執行役員に分離し、その責任を明確化するとともに、取締役会の効率化および意思決定の迅速化を図る。

取締役会は、社員等が共有する全社的目標として中期経営計画および年次事業計画を策定し、社長以下執行役員は、その達成に向けて職務を執行するものとする。

(5) 「株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

当社は、関係会社に対する全般的な管理方針および管理組織について定める『関係会社管理規程』を制定し、円滑な業務運営のための適正な運用を図る。

また、情報交換の場として関係会社会議を定期的に開催する。

コンプライアンス体制およびリスク管理体制については、当社規程に則り、グループ一体による企業集団としての整備を行う。

上記に係るグループ関係会社の監査は、当社の内部監査部門が実施する。

(6) 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項」

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議のうえ、補助すべき使用人を指名するものとする。

当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

(7) 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、役員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役会へ報告を行う。

(8) 「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換を行い、また職務遂行にあたり、内部監査部門と緊密に連携することができる。

監査役は、会計監査人と会合をもち、必要に応じて会計監査上の重要事項について説明を求めることができる。

8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の最近1年間の運用状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査役会を13回開催し、監査方針・監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- (3) 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要度に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料につきましては、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- (4) コンプライアンス委員会を4回開催し、コンプライアンス・プログラム実践に関する重要事項の決定と、運用状況の報告を行いました。また、3ヶ月ごとに1回自主監査を実施し、社内にポスターを掲示するなど、コンプライアンス違反リスクの予防、内部通報制度の定着などを図りました。
- (5) 情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏洩防止を目的とした社員教育を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	137,070	流動負債	52,022
現金及び預金	92,126	支払手形及び買掛金	21,672
受取手形及び売掛金	36,405	リース債務	1,194
商品及び製品	467	未払法人税等	12,600
仕掛品	749	賞与引当金	3,616
原材料及び貯蔵品	3,659	未払金	10,150
その他の金	3,737	その他	2,787
貸倒引当金	△75		
		固定負債	5,494
		リース債務	2,136
		役員退職慰労引当金	214
		退職給付に係る負債	2,616
		その他	525
固定資産	42,130	負債合計	57,516
有形固定資産	32,337	(純資産の部)	
建物及び構築物	9,844	株主資本	115,094
土地	13,342	資本金	6,045
リース資産	2,969	資本剰余金	6,646
その他	6,180	利益剰余金	110,458
		自己株式	△8,057
無形固定資産	3,973	その他の包括利益累計額	1,069
その他	3,973	その他有価証券評価差額金	453
		退職給付に係る調整累計額	616
投資その他の資産	5,819	新株予約権	35
投資有価証券	1,701	非支配株主持分	5,485
繰延税金資産	2,566	純資産合計	121,684
その他	1,635	負債純資産合計	179,200
貸倒引当金	△83		
資産合計	179,200		

連結損益計算書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売上	高価		186,067
売上	原価		99,116
売上総利益	総利益		86,951
販売費及び一般管理費	管理費		38,061
営業利益	営業利益		48,889
不動産賃貸料	貸料	60	
補助金の収入	収入	1,887	
営業外費用	費用	343	2,292
支払利息	利息	36	
不動産賃貸原価	原価	44	
補助金の返還	還	10	
その他の利益	利益	13	104
経常利益	経常利益		51,077
特別利益	特別利益		
投資有価証券の売却益	売却益	6	
抱合せ株式の消滅	消滅	20	
その他の利益	利益	1	29
特別損失	特別損失		
固定資産の除却	除却	449	
定損	損	327	
その他の損失	損失	0	777
税金等調整前当期純利益	税金等調整前当期純利益		50,328
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税	15,845	
法人税調整額	法人税調整額	△195	15,650
当期純利益	当期純利益		34,678
非支配株主に帰属する当期純利益	非支配株主に帰属する当期純利益		937
親会社株主に帰属する当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益		33,741

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	百万円 6,045	百万円 6,705	百万円 81,220	百万円 △6,651	百万円 87,320
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,455		△3,455
親会社株主に帰属する当期純利益			33,741		33,741
自己株式の取得				△2,555	△2,555
自己株式の処分		9		33	43
自己株式の消却		△68	△1,048	1,116	—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△58	29,237	△1,405	27,773
2022年3月31日残高	6,045	6,646	110,458	△8,057	115,094

	その他の包括利益累計額			新株 予約権	非 株 持	支 配 主 分	純資産 合計
	その 他有 価証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	その 他の 包 括 利 益 累 計 額 合 計				
2021年4月1日残高	百万円 496	百万円 560	百万円 1,057	百万円 44	百万円 4,701	百万円 93,123	
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当						△3,455	
親会社株主に帰属する当期純利益						33,741	
自己株式の取得						△2,555	
自己株式の処分						43	
自己株式の消却						—	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△43	55	12	△8	783	787	
連結会計年度中の変動額合計	△43	55	12	△8	783	28,561	
2022年3月31日残高	453	616	1,069	35	5,485	121,684	

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 21社 (株)協同医学研究所
(株)ピーシーエルジャパン
(株)東京公衆衛生研究所
(株)ジャパングリニカルサービス
(株)愛媛メディカルラボラトリー
(株)アレグロ
(株)BML フード・サイエンス
(株)松戸メディカルラボラトリー
(株)日研医学
(株)オー・ピー・エル
(株)盛岡臨床検査センター
(株)BML ライフサイエンス・ホールディングス
微研(株)
(株)ラボテック
(株)第一岸本臨床検査センター
(株)九州オープンラボラトリーズ
(株)リンテック
(株)QOL セントラルラボラトリーズ
(株)BML メディカルワークス
(株)岡山医学検査センター
(株)東海細胞研究所

- (2) 非連結子会社の数 7社 (株)札幌病理検査センター 他

非連結子会社につきましては、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の金額はいずれも軽微であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社及び持分法適用関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数

9社 (株札幌病理検査センター 他)

持分法非適用会社につきましては、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）で処理しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

② 無形固定資産……自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
その他無形固定資産については定額法

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

連結計算書類

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 … 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 … 一部の連結子会社において、役員及び執行役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、各々の会社の内規に基づく当連結会計年度末の必要額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 検査事業

臨床検査事業及び食品検査事業については顧客への検査結果の報告時点により履行義務が充足されると判断しており、検査結果の報告時点で収益を認識しております。

② 医療情報システム事業

電子カルテシステムの販売についてはソフトウェア使用权の許諾、機器類の設置及び使用方法の顧客への説明が完了し、顧客の検収により契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されると判断しており、電子カルテシステムの検収時点で収益を認識しております。

電子カルテシステムの保守サービスについては一定期間の保守契約に係るサービスの提供について履行義務と識別しております。一定期間の保守契約は、履行義務が時の経過にわたり充足されると判断しており、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

なお、収益は契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当社及び一部の連結子会社の過去勤務費用の額は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

当社及び一部の連結子会社の数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、その他の連結子会社は簡便法を採用しているため、数理計算上の差異は発生しておりません。

連結計算書類

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、当連結会計年度の利益剰余金期首残高に反映させるべき累積的影響もありません。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において、営業外収益に区分掲記しておりました「受取ロイヤリティー」(当連結会計年度84百万円)および「雇用調整助成金」(当連結会計年度32百万円)は、当連結会計年度では重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めております。また、前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めておりました「減損損失」(前連結会計年度2百万円)は、当連結会計年度では重要性が増したため、特別損失に区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

当連結会計年度の連結計算書類を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、当該会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあると識別したものはありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建	物	4,419百万円
土	地	2,879百万円
合	計	7,298百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	880百万円
-------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 55,134百万円

連結計算書類

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

43,514,726株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,032	50.0	2021年 3月31日	2021年 6月30日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	1,423	35.0	2021年 9月30日	2021年 12月2日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,393	85.0	2022年 3月31日	2022年 6月30日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

26,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用について、余剰資金については安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については期限1年以内の銀行借入により調達することが一般的であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い常に状況把握及び分析を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券のうち株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、月次に資金繰表を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
投資有価証券			
其他有価証券	1,147	1,147	—

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」及び「支払手形及び買掛金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額553百万円)は、市場価格がないため、「投資有価証券」には含めておりません。

連結計算書類

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,147	—	—	1,147
合計	1,147	—	—	1,147

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位 百万円)

	報告セグメント 検査事業	その他 (*)	合計
臨床検査事業			
生化学的検査	50,041	—	50,041
血液学的検査	10,494	—	10,494
免疫学的検査	25,820	—	25,820
微生物学的検査	6,267	—	6,267
病理学的検査	9,146	—	9,146
その他検査	70,777	—	70,777
その他検査事業	4,519	—	4,519
その他	—	6,315	6,315
顧客との契約から生じる収益	177,067	6,315	183,383
その他収益	2,683	—	2,683
売上高	179,751	6,315	186,067

(*) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療情報システム事業を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は以下の通りであります。

(単位 百万円)

	当連結会計年度 (期首残高)	当連結会計年度 (期末残高)
顧客との契約から生じた債権	30,193	36,172

連結計算書類

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	2,909円29銭
1 株当たり当期純利益	833円24銭

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得について

当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。このたび、自己株式の取得を行うことにより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上と株主還元の充実を図るものであります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

①取得する株式の内容	普通株式
②取得する株式の総数	1,000,000株（上限）
③取得価額の総額	3,000,000,000円（上限）
④取得する期間	2022年3月1日から2022年8月31日まで

3. 自己株式取得の実施内容

①取得する株式の内容	2022年3月1日から2022年5月12日まで
②取得する株式の総数	521,800株
③取得価額の総額	1,685,514,000円
④取得する期間	東京証券取引所における市場買付

記載金額は、百万円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勇 人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビー・エム・エルの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社ビー・エム・エル 監査役会

常勤監査役 森 下 健 一 ㊞

社外監査役 徳尾野 信 成 ㊞

社外監査役 出 縄 正 人 ㊞

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	97,795	流 動 負 債	44,725
現金及び預金	60,065	買掛金	18,201
取引手形	177	短期借入金	900
商品及び製品	30,533	未払掛金	950
仕掛品	301	未払費用	5,497
材料及び貯蔵品	568	未払法人税等	443
前払費用	2,726	未償還引当金	9,197
倒引当金	409	前払受取債権	2,754
	3,059	前払受取債権	2,375
	△48	前払受取債権	128
		前払受取債権	4,165
		前払受取債権	56
固 定 資 産	40,571	前払受取債権	2
有形固定資産	24,224	前払受取債権	52
建物	7,103	固 定 負 債	3,844
構築物	151	リース負債	1,728
機械及び装置	126	退職給付引当金	1,767
車両運搬具	17	退職給付引当金	246
器具及び備品	3,793	退職給付引当金	101
土工	10,339		
建設資産	2,397	負 債 合 計	48,569
	295		
無 形 固 定 資 産	3,321	(純資産の部)	
借入金	222	株主資本	89,309
リース資産	2,202	資本剰余金	6,045
その他の資産	25	資本剰余金	6,646
	871	利益剰余金	6,646
投 資 其 他 の 資 産	13,024	利益剰余金	84,673
投資有価証券	1,342	利益剰余金	233
関係会社株	9,046	利益剰余金	84,440
業員長期債権	55	利益剰余金	292
破産更生債権	1	利益剰余金	15,400
長期前払費用	4	利益剰余金	68,747
繰上税金引当金	187	利益剰余金	△8,057
倒引当金	1,487	評価・換算差額等	452
	904	その他有価証券評価差額金	452
	△4	新株予約権	35
資 産 合 計	138,366	純 資 産 合 計	89,796
		負 債 純 資 産 合 計	138,366

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

科 目		金 額	金 額
		百万円	百万円
売 上	高 価		148,886
売 上 原 価	益		82,829
売 上 総 利 益	益		66,056
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費		30,588
営 業 外 収 益	益		35,467
受 取 利 息		0	
受 取 配 当 金		1,184	
不 動 産 賃 貸 料		482	
補 助 金 収 入		1,485	
そ の 他		367	3,521
営 業 外 費 用	費		
支 払 利 息		62	
不 動 産 賃 貸 原 価		307	
そ の 他		30	399
経 常 利 益	益		38,589
特 別 利 益	益		
固 定 資 産 売 却 益		1	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益		20	22
特 別 損 失	損		
固 定 資 産 除 却 損		72	
減 損		137	
そ の 他		0	211
税 引 前 当 期 純 利 益	益		38,400
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		11,202	
法 人 税 等 調 整 額		△30	11,171
当 期 純 利 益	益		27,228

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計		
		資 準 備	本 金	そ の 他 剰 余 金	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
							固 定 資 産 圧 縮 積 立 金			別 途 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金
2021年4月1日残高	百万円 6,045	百万円 6,646	百万円 58	百万円 233	百万円 292	百万円 15,400	百万円 46,022	百万円 △6,651	百万円 68,048		
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩し					△0		0		—		
剰余金の配当							△3,455		△3,455		
当期純利益							27,228		27,228		
自己株式の取得								△2,555	△2,555		
自己株式の処分			9					33	43		
自己株式の消却			△68				△1,048	1,116	—		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計			△58		△0		22,725	△1,405	21,260		
2022年3月31日残高	6,045	6,646	—	233	292	15,400	68,747	△8,057	89,309		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2021年4月1日残高	百万円 492	百万円 492	百万円 44	百万円 68,585
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩し				—
剰余金の配当				△3,455
当期純利益				27,228
自己株式の取得				△2,555
自己株式の処分				43
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△40	△40	△8	△49
事業年度中の変動額合計	△40	△40	△8	21,211
2022年3月31日残高	452	452	35	89,796

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商品及び製品……主として総平均法

仕掛品……主として総平均法

原材料……先入先出法

貯蔵品……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

無形固定資産……のれんは、5年間の均等償却

（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他無形固定資産については定額法

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

計算書類

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

検査事業

臨床検査事業及び食品検査事業については顧客への検査結果の報告時点により履行義務が充足されると判断しており、検査結果の報告時点で収益を認識しております。

医療情報システム事業

電子カルテシステムの販売についてはソフトウェア使用权の許諾、機器類の設置及び使用方法の顧客への説明が完了し、顧客の検収により契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されると判断しており、電子カルテシステムの検収時点で収益を認識しております。

電子カルテシステムの保守サービスについては一定期間の保守契約に係るサービスの提供について履行義務と識別しております。一定期間の保守契約は、履行義務が時の経過にわたり充足されると判断しており、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

なお、収益は契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、当事業年度の利益剰余金期首残高に反映させるべき累積的影響もありません。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

計算書類

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めておりました「減損損失」(前事業年度1百万円)は、当事業年度では重要性が増したため、特別損失に区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の計算書類を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあると識別したものはありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建 物	4,419百万円
土 地	2,879百万円
合 計	7,298百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	880百万円
-------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 42,786百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,727百万円
短期金銭債務	7,047百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高	4,521百万円
営 業 費 用	26,621百万円
営業取引以外の取引高	2,121百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数 普通株式 3,586,202株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	538百万円
賞与引当金	699
投資有価証券評価損	35
貸倒引当金	15
資産除去債務相当額	75
その他	613

繰延税金資産小計	1,979
----------	-------

評価性引当額	△129
--------	------

繰延税金資産合計	1,849百万円
----------	----------

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	128百万円
-----------	--------

資産除去債務による固定資産影響額	37
------------------	----

有価証券評価差額金	197
-----------	-----

繰延税金負債合計	362
----------	-----

繰延税金資産の純額	1,487百万円
-----------	----------

計算書類

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等
該当事項はありません。
2. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,248円06銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 672円41銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得について
連結注記表と同一であります。

記載金額は、百万円単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勇人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビー・エム・エルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方法、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社ビー・エム・エル 監査役会
 常勤監査役 森 下 健 一 ㊟
 社外監査役 徳尾野 信 成 ㊟
 社外監査役 出 縄 正 人 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階 錦
電話 03 (3344) 0111 (代表)



JR・私鉄・地下鉄「新宿駅（西口）」「西新宿駅」
下車徒歩5分
都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」B1出口すぐ